

# 藤沢市陸上競技協会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本協会は藤沢市陸上競技協会と称する。

### 第2条 (組織)

本協会は藤沢市陸上競技協会に登録された会員をもって組織する。

### 第3条 (目的)

本協会は藤沢市における陸上競技界を統轄し、且つこれを代表する唯一の団体であって、陸上競技を健全に普及発展させ、藤沢市の体育文化の進展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 陸上競技に関する計画を実施する。
2. 神奈川陸上競技協会並びに藤沢市体育協会に対し、藤沢市の陸上競技界を代表して加盟すること。
3. 藤沢市陸上競技選手権大会を開催すること。
4. 市町村対抗の大会等に対する代表選手及び監督を決定し派遣する。
5. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

### 第5条 (事務所)

本協会の事務所は、藤沢市鶴沼石上1-3-1 関水スポーツ本店内におく。

## 第2章 役員

### 第6条 (役員)

本協会に次の役員をおく。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 名誉会長 | 1名  |
| 2. 顧問   | 若干名 |
| 3. 参与   | 若干名 |
| 4. 会長   | 1名  |
| 5. 副会長  | 若干名 |
| 6. 理事長  | 1名  |
| 7. 副理事長 | 若干名 |
| 8. 監事   | 2名  |

### 第7条 (名誉会長)

会長は総会の承認を得て名誉会長を推薦することができる。

### 第8条 (会長、副会長)

会長及び副会長は理事会で選出する。

2. 会長は本協会を統括し代表する。
3. 副会長は会長を補佐し、事故あるときはこれを代理する。
4. 会長、副会長は理事の資格を有する。

#### 第9条（監事）

監事は総会の議決により委嘱され、本協会の業務及び財務を監査する。

#### 第10条（顧問、参与）

顧問及び参与は理事会の承認を得て会長がこれを推薦する。

2. 顧問及び参与は本協会の主要事項について諮問におおずる。

#### 第11条（役員会）

役員は会長、副会長、名誉会長、顧問、参与、理事長、副理事長、監事をもって構成し、理事会からの緊急重要な案件について検討をする。

#### 第12条（任期）

役員の任期は2年とし重任を妨げない。但し顧問、参与の任期はこれを定めない。

2. 補欠指名された役員の任期は前任者の残任期とする。

### 第3章 総会

#### 第13条（権限）

総会は本協会の最高機関で、本会に付議される事項は次の通りである。

- ・ 予算並びに決算の承認。
- ・ 事業計画の承認。
- ・ 役員及び理事の選考に関する承認。
- ・ 規約の改正、変更に関する承認。
- ・ その他の重要事項に関する承認。

#### 第14条（定時総会、臨時総会）

定時総会は毎年、年度始めにこれを開く。

2. 総会は会長が招集し、総会の議長は出席会員の互選により選出する。
3. 総会は役員、理事、専門部員及び個人登録者と団体登録代表者をもって構成する。
4. 理事会が必要と認めた時、または、会員の10分の3以上のものから要求された時は臨時総会を開かなければならない。

#### 第15条（議事）

総会は出席権利者の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立し、議事は出席会員の過半数で決定する。

### 第4章 理事会

#### 第16条（権限）

理事会は本協会の一般会務の執行を掌り、理事長がこれを召集する。

#### 第17条（理事会）

理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事（各専門部部長）をもって構成し、本会の事業執行に必要な事項を審議する。

2. 理事長は理事会を主宰する。

#### 第18条（会議、議事）

理事会は必要に応じこれを開く。

2. 理事会は理事の3分の1以上の出席によって成立し、議事は出席理事の過半数で決定する。

#### 第19条（理事）

理事は会長から推薦された理事候補者の中より、総会の決議によって委嘱され、本協会の一般会務を処理する。

2. 理事は互選により理事長、副理事長を決めることができる。
3. 理事長は本協会の一般業務の執行について、その責に任じ、副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代理する。
4. 理事は理事長を助け常務を処理する。

### 第5章 専門部会

#### 第20条（専門部会）

本協会に次の専門部会を置く。

総務部会、財務部会、審判部会、競技部会、記録情報処理部会、強化部会、普及部会。

2. 専門部長は各専門部会を開き会務を処理し、その任務遂行について責任を負う。

#### 第21条（専門部員）

専門部員は理事長及び各専門部長が協議の上決定、理事長が委託し、各専門部の業務を処理する。

2. 専門部員の任期は2年とし再任を妨げない。

#### 第22条（総務部）

総務部は次の各号に関する会務を処理する。

1. 文書の発受その整理、保存、廃棄に関すること。
2. 印鑑の管守に関すること。
3. 総会に関すること、その議事録の作成、保存に関すること。
4. 役員人事の発令、役員名簿の作成に関すること。
5. 登録及び登録証の発行に関すること。
6. 藤沢市条例に基づく表彰等に関すること。
7. その他、他の部に属さない事項。

#### 第23条（財務部）

財務部は次の各号に関する会務を処理する

1. 本協会の一般会計、特別会計の予算編成及び決算書の作成に関すること。
2. 事業遂行に必要な財政及び資金の調達立案並びに運用に関すること。
3. 金銭の出納、会計帳簿の保存、伝票の整理に関すること。
4. 藤沢市体育協会補助金に関すること。
5. その他会計経理に関する事項。

#### 第24条（競技部）

競技部は次の各号に関する会務を処理する。

1. 競技会、その他行事の計画立案、運営に関すること

2. 競技会及び参加選手の資格審査に関する事。
3. 競技会運営会議（プログラム編成含む）に関する事。
4. 競技会場の許可申請手続きに関する事。

#### 第25条（審判部）

審判部は次の各号に関する会務を処理する。

1. 競技会の審判組織の立案に関する事。
2. 競技審判技術の指導に関する事。
3. 日本陸上競技連盟競技規則等の改正における講習会に関する事。
4. 公認審判員への連絡及び手続きに関する事。
5. 公認審判員昇格候補者の推薦申請に関する事。
6. 公認審判員名簿の作成、保存に関する事

#### 第26条（記録情報処理部）

記録部は次の各号に関する会務を処理する。

1. 競技記録の審査公認申請に関する事。
2. 競技会記録の整理及び保存に関する事。
3. 競技会における記録情報処理に関する事。
4. 本協会に属する団体の記録収集に関する事。

#### 第27条（強化部）

強化部は次の各号に関する会務を処理する。

1. 選手強化の基本方針の確立に関する事。
2. 藤沢市代表選手の選考及び指導に関する事。
3. 指導者資質の向上及び指導力強化に関する事。
4. 選手の強化訓練及び指導に関する事。
5. 有望選手の発掘に関する事。

#### 第28条（普及部）

普及部は次の各号に関する会務を処理する。

1. 陸上競技の普及に関する研究、指導に関する事。
2. 藤沢市陸上競技リトルスクールの育成、指導に関する事。
3. クラブの育成、指導に関する事。
4. その他、普及に関する事。

## 第6章 経 理

#### 第29条（経費）

本協会の経費は次のもので支弁する。

1. 会員の登記登録料
2. 事業収入
3. 補助金及び寄付金
4. 前各号より生ずる果実及びその他の収入

第30条（会員登録料）

会員の登録料は年1回登録時に納入する。

2. 会員一人につき3000円とする。

第31条（会計年度）

本協会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

**第7章 付 則**

第32条（規約の変更）

本規約の変更は、総会出席権利者の3分の2以上（委任状を含む）が出席しその過半数の議決がなければ変更することができない。

第33条（準用規定）

この規約に定められていない事項については神奈川陸上競技協会規約を準用する。

第34条（施行期日）

本規約は昭和42年4月1日より効力を生ずる。

- 2.（改訂）この規約は、平成17年7月1日から施行する。
- 3.（改訂）この規約は、平成20年5月7日から施行する。
- 4.（改訂）この規約は、平成23年6月1日から施行する。